

令和 2 年度山形地方最低賃金審議会  
第 1 回 山形県最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	令和 2 年 7 月 21 日 (火)			自 午後 1 時 3 0 分	至 午後 2 時 2 0 分
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席	3 名	定員	3 名
	労働者を代表する委員	出席	3 名	定員	3 名
	使用者を代表する委員	出席	3 名	定員	3 名
議 事	(1) 議事録署名委員指名 (2) 山形県最低賃金審議会専門部会運営規程(案)について (3) 山形県最低賃金専門部会の審議日程について (4) 山形県最低賃金の改正決定について				
議 事 要 旨	<p>議事(1)について 労働者側柏木委員、使用者側丹委員が指名された。</p> <p>議事(2)について 審議会運営規程は現行どおりで実施することとされた。</p> <p>議事(3)について 事務局が提示した日程で開催することとされた。また、いずれも非公開とすることとされた。</p> <p>議事(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者側委員から、現下のコロナ禍の状況においても 10 年前の政労使合意は堅持すべきとの主張があり、高卒初任給と最低賃金の差額を基に、33 円の引上げの提示があった。</li> <li>・ 使用者側委員から、現下のコロナ禍の影響により各経済指標はリーマンショック時より悪化しており、企業の賃金支払能力に力点を置いた議論を行うべきとの主張があったが、金額提示はなかった。</li> <li>・ 次回部会では初めに使用者側から金額提示を求めることとされた。</li> </ul>				